

令和2年7月9日

お客さま各位

松本信用金庫

令和2年7月3日からの大雨による災害により被災された皆さまへ

このたびの、7月3日からの大雨による災害により、被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

松本信用金庫では、被災されたお客さまのご預金のお引き出しや既存のお借入れについてのご相談を承っております。詳しくはお取引店窓口または担当者までご相談ください。

記

1. 対象のお客さま

災害救助法が適用された松本市、安曇野市、木曾郡上松町、南木曾町、王滝村、大桑村、木曾町の被災者の皆さま。

2. 当金庫の対応

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、ご預金者であることを確認のうえ払戻しに応じます。
- (2) お届出の印鑑のない場合には、拇印にて払戻しに応じます。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前の払戻しに応じます。また、これを担保とすること融資にも応じます。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立てにつきましては、窓口にご相談ください。
- (5) 災害時における手形の不渡処分につきましては、窓口にご相談ください。汚れた紙幣は、お引換えいたします。
- (6) 応急資金、融資金の返済猶予等につきましては、融資窓口にご相談ください。
- (7) 窓口業務は、午後3時までとなっておりますが、緊急を要する場合は、お近くの店舗にご相談ください。

以上